

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和3年度第2回都立病院分科会

令和3年11月26日（金）

東京都病院経営本部経営企画部総務課

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和3年度第2回都立病院分科会 次第

日時：令和3年11月26日（金曜日）

午後5時00分から午後6時40分まで

場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

1 開会

2 審議事項

- (1) 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標素案について
- (2) 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- 資料1 東京都地方独立行政法人評価委員会 都立病院分科会 委員名簿
- 資料2 「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの結果について
- 資料3 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標（素案）の概要
- 資料4 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標（素案）
- 資料5 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について

【参考資料】

- 参考資料1 「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケート結果
- 参考資料2 東京都地方独立行政法人評価委員会条例
- 参考資料3 東京都地方独立行政法人評価委員会規則
- 参考資料4 東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

午後5時00分 開会

○山室計画調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、東京都地方独立行政法人評価委員会令和3年度第2回都立病院分科会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当しております病院経営本部経営企画部総務課計画調整担当課長の山室と申します。よろしくお願いいたします。審議事項に入るまでの間、進行をさせていただきます。

初めに、定足数の確認をさせていただきます。本分科会の開催に当たりましては委員の過半数の出席が必要となっております。本日、本田委員が遅れて参加をされると聞いてございます。5人中、現在4名の参加となっておりますので、定足数を満たしております。

次に、会議の公開についてでございますけれども、本委員会は、東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱第2条の規定によりまして、公開となっておりますので、御承知おきください。

議事録及び資料につきましても、同要綱第4条の規定によりまして、後日、病院経営本部のホームページに掲載をさせていただきます。同じく御承知おきくださいますよう、お願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が次第でございます。

次に、資料1、東京都地方独立行政法人評価委員会都立病院分科会委員の名簿でございます。

次に、資料2「「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの結果について」でございます。

資料3「地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標（素案）の概要について」でございます。

次に、資料4「地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標（素案）」でございます。

最後に資料5「地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画骨子について」でございます。

資料は、お手元に配布しております紙資料のほか、iPadでも御覧いただけます。

また、参考資料は、恐れ入りますが、iPad上でのみの配布とさせていただいておりますので、お手数ですが、そちらから御確認をいただければと思います。

資料につきましては以上となります。資料の不足等がございましたら、係員が参りますので、

挙手にてお知らせを下さいますよう、お願いします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

会議中、発言につきましては、係員がマイクをお持ちして伺いますので、挙手にてお知らせをいただければと思います。

また、途中で本田委員が参加されますけれども、画面上で挙手をしていただくように事前にお知らせをさせていただいておりますので、分科会長は、申し訳ありませんが、それを確認の上、本田委員に発言を促していただければと思います。よろしく願いいたします。

その他、御不明な点等ございますでしょうか。もしございましたら、係員が伺いますので、挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては福井分科会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○福井分科会長 分科会長を仰せつかっております福井です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ御参集いただき、ありがとうございます。

本日は、前回から審議の対象になっております第1期中期目標の素案と、計画骨子についての御審議をお願いしたいと思います。

最初に、審議事項の1に挙げられております、地方独立行政法人東京都立病院機構第1期中期目標素案につきまして、資料2の都民アンケート結果を含めまして、事務局より説明をお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 それでは、1つ目の審議事項でございます中期目標素案につきまして、資料の2から資料の4まで御説明をさせていただきます。

まず最初に、前回の分科会の最後にお知らせをさせていただきましたが、中期目標等の作成に当たり、参考とするために行いました「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの結果につきまして、御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。資料名は「「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの結果について」でございます。

都民アンケートは、2つの調査方法にて実施をいたしまして、回答方法は、「必要である」から「必要でない」までを5段階で回答いただき、あわせて、自由意見もお聞きしております。

2の結果概要を御覧ください。

主な質問項目は、大きく分けて4つございまして、1つ目、資料上は「Q2」という表示になっていますけれども、都立病院が果たすべき役割、Q3が担うべき医療、Q4が地域支援の取組、Q5が患者サービスを充実させる取組となっております。

なお、Q1は回答者の方の年代をお聞きする質問となっております、その結果につきましては参考資料で後ほど御確認をいただければと思います。

いずれの質問事項においても、「必要である」の5、もしくは、「おおむね必要である」の4、と御回答いただいた割合がおおむね7割以上となっております、うち、ホームページでの回答結果のほうがより多い割合で、「必要である」、「どちらかといえば必要である」との回答をいただいております。ホームページで行ったアンケートは、病院経営本部のホームページを見ていただいた方が自発的に回答されているものですので、このような傾向になっているのではないかと考えられます。

また、それぞれの質問事項に関連する主な意見も記載しております。Q2の果たすべき役割では、感染症対策を担うべきと御意見や、Q3では、民間の医療機関では対応が困難な医療に取り組むべきといった御意見がございました。

なお、いずれの質問事項にも該当しない御意見は、その他としてまとめさせていただいております。

先ほども申し上げましたが、アンケート結果全体につきましては、参考資料にて御確認をいただけますので、後ほどそちらで御確認をお願いいたします。

こうした結果を参考に、これから御説明いたします中期目標の素案を作成しているところでございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

改めての説明になりますけれども、中期目標は都が14病院と1法人を束ねる法人に対して示すものでございまして、中期目標の期間にわたって法人が提供すべき医療等を示すものとなります。

一方、法人は、中期目標を達成するために中期計画を策定し、また、中期計画の達成に向けては、法人が毎年度ごとに当該年度に実施する取組をまとめた年度計画を作成することとなります。毎年度、都は法人に対して年度計画を基に評価をすることとなりますので、またその際には評価委員会で御意見を伺う仕組みになっていることを御承知おきいただければと思います。

それでは、資料3の説明に入らせていただきます。

まず、資料左上、基本的な考え方でございます。

1点目は、将来にわたり行政的医療等を安定的・継続的に提供していくこと。

2点目は、地域医療機関との役割分担の下、地域医療の充実に貢献していくこと。

3点目は、未知の感染症をはじめ先々の新たな医療課題に対しても率先して迅速に対応していくこと。

この3つの基本的考え方を基に、中期目標素案を作成しております。

また、中期目標の構成は、前回の分科会でも御説明をしたところでありまして、地方独立行政法人法によりまして、5つの事項を記載することとされております。第1の中期目標の期間から第5のその他業務運営に関する重要事項までの5つの事項に沿って作成しております。

第1、中期目標の期間でございますが、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間を予定しております。

第2の都民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項、こちらが、行政的医療の提供、地域医療の充実に貢献といった法人が提供するサービスについて、都が指示する内容となっております、重要な部分となっております。

まず、最初に記載しているのが、独法化の目的の一つでもある行政的医療等の安定的かつ継続的な提供でございます。現在提供しております行政的医療を独法化後も確実に提供していくことを指示するため、現在と同様の考え方などを記載しているところでございます。

その次に、現在の都立病院新改革実行プラン2018でも記載している内容ではございますけれども、各医療の提供といたしまして、アのがん医療の提供からシのその他の行政的医療等までを提供するという内容を記載しております。また、この中では、前回の中期目標骨子でもお示しした総合診療につきまして、「サ 総合診療の提供」として記載しております。

なお、これらの医療は、先ほど概要を御説明させていただきましたアンケートでも、充実すべき医療として御意見があった医療機能でもございます。

次に、2、災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応でございます。

災害医療及び感染症医療も行政的医療ではございますが、今般の新型コロナウイルス感染症など、未知の感染症への対応など、緊急時においても法人が有する資源を最大限に活用しながら、法人自らが適切に対応していくとともに、都の方針の下、率先して対応していくことを記載しております。こうした内容を記載することによりまして、緊急時にも確実に対応していくことを担保しております。

資料右上に移りまして、3、地域医療の充実に貢献でございます。

地域包括ケアシステムの構築を支援すること、あわせて、都民の健康増進など普及啓発を推進という内容になってございます。

次に、4、安全で安心できる質の高い医療の提供でございます。

患者中心の医療の推進として、患者の立場に立った医療サービスの向上のほか、医療以外の患者サービスに関する内容となっております。

また、法人が提供する医療などの特色に関して患者さんや地域が必要とする情報発信の内容も記載しております。

次に、5、臨床研究・治験の推進について記載しております。

次に、第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項でございます。

1つ目に、法人の運営体制の構築に関する内容のほか、継続的な業務改善に取り組むこと。

2つ目に、人材の確保・育成として、医療を提供するために必要な人材ですとか、事務職員の確保・育成に関する内容となっております。

3つ目、働きやすい勤務環境などの業務運営や、弾力的な予算執行に関する内容となっております。

次に、第4、財務内容の改善に関する事項といたしまして、収入の確保及び費用の節減に関する内容となっております。

最後、第5、その他の業務運営に関する重要事項として、1つ目に、DXを推進しクオリティー・オブ・サービス（QOS）を一層向上すること。

2つ目が、施設・設備整備に関して、計画的・効率的に進めていくこと。

3つ目に、適正な業務運営として、情報セキュリティやコンプライアンスの推進という内容になってございます。

引き続きまして、資料4を御覧ください。資料4は、今御説明しました概要の本文となっております。

1ページ目は、前文及び第1の期間となっております。

1ページ下段から第2が始まりまして、第2の最初に総論的に、行政的医療の提供ですとか、新型コロナ等の医療政策への貢献などといったことを記載しております。

2ページを御覧ください。

前回の分科会でも委員から御意見をいただいたところですが、各病院の主な重点医療という形で、一表で掲載しております。

3ページから4ページにかけては、行政的医療及び各医療に関する内容となっております。

ます。

4 ページを御覧ください。4 ページの下段には、先ほど少し申し上げましたけれども、総合診療の提供について記載をしているところがございます。また、総合診療の提供におきましては、総合診療医の確保・育成と併せて、様々な疾患に対しまして、院内の専門診療科と連携して対応する旨の記載をしております。

5 ページに移りまして、2、緊急事態への対応、5 ページ中段では地域医療の充実への貢献、さらに、4で、安全で安心できる質の高い医療となっております。

次の6 ページを御覧ください。第3の業務運営の改善及び第4の財務内容の改善について記載をしております。

うち、人材の確保・育成のところ、前回、委員から御意見をいただいた事務職員の育成ですとか、病院運営に参画する意識の醸成などといった内容を記載しております。

第5のその他病院運営につきましても、先ほど御説明させていただいたDXに関する記載の後、施設整備といたしまして、既に計画をしております広尾病院、それから多摩メディカル・キャンパス、検討中の多摩北部医療センターについて、着実に進めていくということのほか、その他の病院につきましても、施設や医療課題の状況に応じて計画的に進めていくといった内容を記載しております。

最後の8 ページ、行政的医療を表にまとめたものを添付させていただいております。明確に行政的医療を提供していくことを示すという観点から、表をつけさせていただいたところがございます。

非常に簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ただいま中期目標の素案についての説明をしていただきました。委員の皆様、先生方、いかがでしょうか。前回述べられた意見の幾つかは明確に取り入れていただいたという説明もございましたが、いかがでしょうか。

じゃ、井伊先生からお願いします。

○井伊委員 御説明ありがとうございます。

総合診療の点ですが、前回、大坪委員も同じことをご指摘されましたが、総合診療は基本的には地域の診療所が担うべきであると思っておりますが、総合診療医のトレーニングの場として都立病院が活用できると思えますし、活用するべきであると思っております。ですから、

総合診療は院内での連携だけではなく、地域との連携に関しても記載をすることが必要ではないかと思えます。

あともう1点は、地域の医療機関や介護施設との診療情報の共有、これはぜひ進めていただければと思います。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

○山室計画調整担当課長 それでは、総合診療の点につきまして御説明をさせていただきます。

今、委員から御発言、御意見いただいたとおり、かかりつけ医の方たちが総合診療を一義的に担うというお話があったかと思えますけれども、今回、都立病院の中期目標で総合診療を記載した背景としては、例えば、かかりつけ医さんが一義的に患者さんを診た後、特定がなかなか難しいような症状があったときに御紹介いただいて、そこでファーストタッチで総合診療医が診るといったような取組、また、その後、病院で診た後、診断が確定したら地域に返していくというような連携をまず一つ考えております。また、院内の専門診療科に入院している患者さんが、ほかの疾病が分かったとき、そういった場合に専門診療科だけではなくて、院内の横串を刺すような役割として、総合診療医の活躍する場があるのではないかということを考えて記載をしたところでございます。

また、救急病院におきましては現在もやっておりますけれども、ウオークインで来るような外来の患者さん、そういった方たちにも当然対応していくことを考えてございます。

ただ、育成という観点からいけば、委員からお話のあったように、ぜひ都立病院でも地域と連携してやっていきたいという考えがございますので、今いただいた意見を基に、次回また御提示させていただくよう、検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○山室計画調整担当課長 あと、もう1点の……。

○井伊委員 診療情報の。

○西川サービス推進部長 御意見ありがとうございます。サービス推進部長の西川でございます。

地域の病院との診療情報の共有というのは大きな課題になっていまして、幾つかの側面があると思うんですけれども、一つは病院同士でカルテを見ることができるという取組です。今、東京都医師会さんのほうで東京総合医療ネットワークをつくられて、今そこに参画しようとし

ておりますので、そういう取組は進めていこうと考えております。また、地域に戻られた患者さんのその後の様子について、いわゆる医療介護SNSを用いて、訪問看護ステーションであるとか、診療所であるとか、あるいは介護の施設との情報共有というのも一部で進めております。そういった取組も今後進めていきたいと考えているところでございます。

御意見ありがとうございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大坪先生、どうぞ。

○大坪委員 私から何点か御質問させていただきます。

まず、この中期目標というのはどなたがおつくりになられたものなんでしょうか。これは、医療従事者が関わってつくったものなのか、どこまで調べて、何を参考につくられたのか、ちょっとお聞きしたいです。

それで、この第2の1の(2)、資料3のですね、「各医療の提供」とありますけれども、もちろんこの中には行政医療で行わなければいけないと思うものも入っているんですけども、必ずしも行政が行わなくてもいいものも入っていると思うんですね。それで、実際に本当に行政医療として行ってほしいものが網羅されているかどうかというのが、これだけでは非常に不明瞭であるというふうに思います。なので、こういうふうに資料があると、ここに載っているものについては議論できるんですけども、もしかして足りないかもしれないものについては出てこない、分からないということがあると思います。なので、先ほどアンケートがあつて、都民の方々求めるものというのは出ていたんですけども、それだけではなくて、やっぱりその地域の他の医療機関、それから診療所の先生、病院などの求める行政医療というものもあるかと思っておりますので、こういった計画を立てる、特に具体的にどんな医療を提供してほしいかということについては、例えば東京都医師会とか、それから東京都病院協会のように、医療機関から見て行政に担ってほしいというところの意見をもっと吸い上げてほしいなというふうに思いました。

それからもう一つ、このもうちょっと下の第2の2の(2)のところ、「感染症医療における緊急事態への対応」とありますけれども、今後、行政医療を行っていく中で、やはり感染症対策というのは、コロナのようなものがまた起こるかもしれないという中で、非常に重きを置いてくるものになると思うんですけども、この目標の素案をつくる上で、今回のコロナについて、都立・公社病院の医療体制の構築とか、それから、どのように行われていったか、迅速

に行われたのか、遅れた部分があったのではないかということについて、きちんと評価をした上でこの目標をつくろうとしているのかどうかというのが気になるところです。それらを評価しないで目標を立てるといのはちょっと、また目標だけになってしまう、きちんと改善しなければいけないところが含まれないのではないかなと思います。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

事務局から答えられるところはお願いしたいと思いますが。

○山室計画調整担当課長 まず1つ目の、中期目標をどのように作成してきたのかという点でございますけれども、現在提供しております各病院の医療を基に、各病院長もしくは各病院の看護部長もしくはコ・メディカルの代表者、もちろん本部の職員も検討したところでございます。そうした検討を基に、現在の中期目標の素案という形になっております。

それから、各医療の提供、当然これだけではなくて、それ以外の医療も現状提供しているところがございますので、引き続き提供させていただいていくことを考えておりますが、行政的医療自体は、この定義にもありますように、法に求められる対応ですとか、他の医療機関では対応が難しいような医療となっております。その考え方はこれからも変わりませんし、その他の医療につきましても、地域で不足する医療などについて、御意見を伺いながら提供していくことを考えております。今後でございますけれども、法人全体の取組について外部の人からも意見を聴くような仕組みを、前回の福井先生からも御意見ございましたけれども、そういった御意見伺えるような仕組みを検討させていただければと考えているところでございます。

○福井分科会長 感染症関係につきましては、今回のコロナへの対応を反省・総括した上で計画をつくっているのかという意味だと思いますが、いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 新型コロナに関する取組ですけれども、これまで都立病院、公社病院、一丸となって対応してきたところでございます。こうした取組を基に、もっとやれるところがあるのではないかと、もしくは、現状の取組をもっと迅速にできるのではないかとこの考えの下に、こういった取組を考えてございます。

独法化後も、引き続き都の方針の下、できる限り迅速に対応していくことを考えておりまして、例えば、平時のうちから新しい人事・給与制度などによりまして、専門性を評価できるような制度を構築して人材を確保していくですとか、平時のうちから人材の育成をしていくということ、また、有事におきましては、そうして集めた人材を基に機動的に体制を整備いたしまして、専用病床の拡充などを図っていくというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○福井分科会長 コロナへの対応は、都立病院でこんなに素晴らしいケアをしたというようなことをもっとアピールされるといいと思います。アピールが足りないんじゃないかと常々思っています。

はい、どうぞ、経営企画部長から。

○谷田経営企画部長 すみません、ありがとうございます。経営企画部長、谷田でございます。

今、大坪先生からございましたけれども、都立病院、公社病院、今回のコロナの対応につきましては、都内で6,500床という形の確保している中での2,000床を確保させていただきました。その中で、全体で、それに対しての全てがもちろん埋まっているわけじゃありませんけれども、特に第5波は、第3波の年明けのときには比較的高齢の方が多かったところが、第5波については若年の方も多かったと。そういう中で、より重症化というんでしょうか、そういう対応も求められてきた中での対応をしてきたと考えております。そういった意味で、当初想定していたよりも、非常にケアについて人手がかかるといった中で、現場でかなり工夫をしながら対応してきたと考えております。

今、幸い患者さんの数としては落ち着いているわけですがけれども、今後第6波、もちろん今後の、今回は中期目標、それから、それにつながる中期計画ということだと思いますけれども、それに対しどういった形の対応を行い、その次にどういうことが備えられるかという意味で、私たち本部としても各病院とも意見交換等をしてしながら今後の備えをしたいと思っておりますので、先ほど、山室が申し上げましたけれども、そのための仕組みをどういう形で今後埋め込めるのですとか、そういったような視点も大事だと思っております。そこは先生おっしゃるとおり、これまでの対応についてどう認識するのかということは大変だと思いますので、そこはまた協議を重ねていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○福井分科会長 ぜひお願いします。

いかがでしょうか。

児玉先生から、よろしいですか。

○児玉委員 まず、地方独立行政法人制度というところの趣旨から考えますと、公共性、自主性、そして透明性というところが求められるんですけれども、今回、前回の骨子から流れてきてまして、この素案では第4の財務内容のところですが、収入の確保と費用の節減ということで書かれていますが、もともとの地方独立行政法人制度の趣旨からすると、公共性も高い

ということで、利益の獲得というか、利益を出すということを目的とはしていないという前提ですので、この収入の確保と費用の節減と申しますと、何となく少し利益を出すように、財務の専門からすると見えてしまうイメージではあります。

このような観点から具体的に、収入の確保のところですけども、今、診療報酬の改定に速やかな対応等により収入の確保に努めることとありますけれども、前提として、各地域の医療機関や医師会との連携もあると思いますが、その前提に立って、患者の積極的な受入れみたいなことも書かれてはよいのではないかなと個人的には思っております。

それからもう1個、費用の節減のほうですけども、これ、費用節減と申しますと、全ての費用の節減というようなイメージに見えてしまうところがありまして、もちろん、適正な医療を実現するためには、必要なものは必要であるとは思うんですね。なので、そういう意味で、言葉なんですけれども、「費用の節減」というよりももう少し異なる表現で、「適正な支出」みたいな形、言葉としてはそちらのほうが良いのではないかなと個人的には思っております。そのあたりを、お考えをお聞かせいただきたいです。

あともう1点、前回、人材の確保・育成というところでお話しさせていただきまして、今回、医療人材の確保・育成と事務職員の確保・育成に取り組むことと記載があります。私が申し上げたのが、もちろんそれも必要なんですけども、病院経営を担うトップマネジメント、幹部の育成についてもできたらお願いしたいなというところがありまして、そのあたり、考えられているとは思うんですけども、病院長の先生とか、どのようにお考えになっているのかというのを伺いたいなというところです。

○福井分科会長 よろしく申し上げます。

○山室計画調整担当課長 それでは、先に事務局から、第4の財務内容の改善について御回答させていただきます。

委員がおっしゃるように、地方独立行政法人には透明性・公共性が求められております。その上で、収入の確保、費用の節減というところの、特に先に費用の節減についてですが、何でもかんでも節減するわけではなく、必要などころには当然費用投入をしなければなりません。特に行政的医療を提供していくためには、必要な支出も当然ございます。ただ、そうではないところにはより効率的に予算を使っていくというのは、地方独立行政法人ではなくても、どの団体、医療機関でも同じかと思えます。ただ、委員のおっしゃるように、それがそのように受け取れないことがあるのではないかと御指摘いただきましたので、表現については検討させていただきます。

それから、収入の確保の取組についてでございますけれども、診療報酬改定の話は記載しておりますが、医療機関としては当然、診療報酬の改定で単価を上げていくというのが一つございますし、一方で、患者さんを受け入れていくという面的な取組も当然必要かと考えております。ただ、その前提となるのは、地域との連携をした上でとなるかと思っておりますので、そういった記載について検討させていただければと思います。ありがとうございます。

それから、院長たちへの話を聞きたいという件でございますけれども、現在、都立と公社でございますので、それぞれの病院から一人ずつ、こちらから指名してもよろしいでしょうか。

最初に、小児総合医療センターの廣部院長、お願いします。

○廣部小児総合医療センター院長 児玉委員、御指摘ありがとうございます。

独法化することに当たり、ますます院長のマネジメント力は重要になっていくことは自覚しております。自分のマネジメント力に自信があるわけじゃないんですけれども、自分の経験から意見を述べさせていただきます。

私、部長、副院長のときには、東京都でやるマネジメント講習というものと、全国病院会等でやる全国規模のマネジメント講習、そういうところに参加しました。そこで感じたことはやっぱり、個々の経営だとか管理だとか財務だとか、そういう個々の座学と共に、グループワークをすることで、例えば都立病院、公社との、お互い同じような人たちとの交流、意見交換、もう一つの自分たちの文化をお互い知り合うこともできましたし、もう一つは、全国でやった場合には、いろんな施設との交流の中で自分たちの問題点や新しいことにも気づきました。今後、新しい機構になったときにも、やはりそういう機構の中での都立・公社病院、全体の15の中でのいろんなグループワークを含めた、そういうフランクなコミュニケーションができるような研修ができると、部長は部長、副院長は副院長、院長は院長で、それぞれスケールメリットを生かせるようなトレーニングができるというふうに感じています。さらに全国でもやるような研修で、いろんな新しい知見も得られると思っておりますので、そういうことが今後マネジメント力を養成するには必要かなと思っています。

もう一つは、新しい形として、やっぱり事務職と一緒にやるマネジメント講習というのもしてほしくて、例えば経営指標をどうシステム出していくか、それをお互いどうやって出していくかという議論も必要ですし、DPC分析や原価計算の仕組みをどうお互い解析するのかとか、そういうことを事務職と院長、副院長、部長も含めて議論することで、いろんなコミュニケーションができてくるので、そういうコミュニケーションしながらのマネジメントを養成することが今後、独法化したときにはできるとありがたいと個人的には感じています。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○山室計画調整担当課長 次に、多摩南部地域病院の大貫院長、お願いします。

○大貫多摩南部地域病院院長 多摩南部地域病院の大貫でございます。

医療人材の確保・育成、特に幹部職員の育成というのは、こうしたらこうなるという決め手があるわけではないので、非常に難しい課題です。

まず、人材育成ということを行う前に、私の実感としては、やはり人選が非常に重要だろうと思います。やはり大切なことは、将来的に病院の屋台骨になっていくような人材を、決して行き当たりばったりではなく、長い時間をかけて見出すだと思えます。将来幹部になるのにふさわしい人材を見つけるということが大切なことの半分以上じゃないかと思っています。そしてそのようにして見出した幹部候補生に対してモチベーションをうまく刺激するような何か仕組みがあるといいと思えます。

例えば今、廣部先生がおっしゃられたような、現役の院長先生によるマネジメント研修でレクチャーを受けたり、ワークショップに参加したりすることはある一定の効果はあると思えます。よその病院の先生たちも大体抱えている問題というのは似たり寄ったりなので、そういった先生たちとのワークショップに参加して意見交換をするのはとてもいいと思えます。

それから、公社に来てからは某大学大学院の経営人材養成コースを受講するチャンスを与えていただきましたが、そういったサポートも効果はあると思えます。

もちろん、ただ受講しただけでは多分全然効果は期待できませんが、やはり本人の何か意欲みたいなものを引き出すきっかけにはなると思うんですね。なので、育てるといっても思うようにはなかなか育たないんだけど、いい人材を見出して、何かきっかけのようなものを与えることができればいいのではないかと思います。まず前向きに病院の経営について興味を持ってくれるような人を見つけて、そしてそういう人たちに刺激になるようなきっかけを与える、気づきのきっかけのようなものを与える、そういう仕組みづくりが今後も、新法人になってからも必要だと思えます。

あと、私が参加して実感として思ったことは、こういうことは、もっと若い年代、医長クラスくらいからやったほうがいいんじゃないかと思えます。副院長くらいになってからやるよりは、なるべく早い段階でそういう人材を発掘して育成していったほうがいいんじゃないかなと思えます。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○山室計画調整担当課長 二名の院長に加え、長年院長を経験し、現在、公社の理事長であります山口理事長からも少しお話をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

○山口公社理事長 公社の理事長の山口でございます。

私は、今紹介あったように、豊島病院の院長を8年ほどやり、その後、公社の理事長を今4年やっております。

最初に豊島病院の院長になったときは、ちょうど公社化して都立から公社に変わったときでした。そのときもかなり経営が低迷していたということもありましたので、やはり大事なのは、病院がどういう病院で何を中心にやっていくかということでした。公社は「医療で地域を支える」という理念を出しております、それをしっかり職員に徹底すると。ちょうど病院機能評価がございましたので、その機会を借りて職員に徹底するというのをやりました。

そういうことをどこで学んだかという、東京都病院協会の経営塾で河北先生に最初に理念を中心にしろということ言われたことです。自分は、そのときは副院長でその話を聞いたんですが、自分が院長になって人をまとめるには、やはりみんなで同じ方向を向かなくては行けないと、そのためには病院の理念をしっかりと、それで人をまとめていくということも大事だということを実感したと同時に、それをやっぺいこうと、そのためには同じことを言っぺいなくちゃいけないということを感じました。

もう一つは、公社は一応民間という分類に入っております、そういう中では、補助金は頂いているんですけども、経営というのは要するに、赤字ではずっとその組織は存在し得ないということ、ちょうど都立から公社に変わったときに職員のほうに、赤字が続いていたらこの組織はもたないんですよということを、やはり繰り返して言うことにしました。そのことによって、やはり皆さん危機感を持ってやっていただいたということが大きいかと思います。

事務との関係ということで、なかなか事務にとっては非常にドクターに物を言っぺいらいといっぺいすけれども、経営を改善するというのは決してたくさんお金をもうけるということではなくて、例えば先ほどの豊島病院は実際に取れるものを取っぺいっていない、DPCで取れるものを取っぺいっていないという状況だったんですね。そういうことを職員の中で意識してもらおうと、事務から、こういうようなことをやれば少し収入が増えますよということをドクターに言っぺいしたときに、ドクターがそれを受け入れて、それを実践するということがだんだん可能になったんですね。というのは、それをやると実際に自分の科の収入が増えるわけです。そういうことが起きると、ある意味でいい循環になって、逆にドクターから、何かもっとほかにやるべきことはないかと

事務に言うことがあって、事務とドクターが一体感を持って病院を支えていこうと。あるいは、地域連携で連携医のところに行くわけですけれども、それも非常に熱心に部長も行ったり、あるいは事務方も一緒に行ったりして、病院全体が一体感を持つということが非常に大事だと思いました。

私が理事長になったときに、そういう幹部を育てたいということで、日本生産性本部のJHQCという、自分たちの病院をどういうふうな病院したいのかということ、ドクター、院長、看護部長、それから事務の幹部と、そういう中で、各病院で話し合ってもらいながら、1年間ディスカッションするというのをやり、病院幹部が、自分の病院をどういう病院にしたいのかということを考えてもらうということをやりました。残念ながら、コロナの影響で、この2年間ほとんどできないという状況でしたけれども、最初の1年、2年のときにそういうことをやって、だんだん積み上げていきたいと考えていました。

実際に大事なものは、病院が理念を中心に運営するということと、それから、その理念に各職員が共鳴してくれるということだと思います。今回、この東京都立病院機構、「医療で東京を支える」と、かなり大きな話になっていますけれども、やはり自分たちが東京都の医療をしっかり支えていくと。これは僕たちだけで支えるわけではありません。民間の先生と一緒にやっていくということではありますけれども、そういう中で、やはりプライドを持って自分の仕事をやっていくということが必要だというふうに思っています。そういうものを全職員が持てるように、しっかり指導していくという必要があるかと思っています。

○福井分科会長 ありがとうございます。

よろしいですか。児玉先生、いかがですか。よろしいですか。

ほかには。

本田委員は入られていますでしょうかね。

○山室計画調整担当課長 まだちょっと入られていないようですね。

○福井分科会長 はい、どうぞ。大坪先生、どうぞ。

○大坪委員 追加で、あと2つほどお願いします。

中期目標の資料3の3の地域医療の充実への貢献の(1)のところに「地域包括ケアシステム構築に向けた取組」という欄で、「地域医療の充実への貢献を通じて地域包括ケアシステムの構築を支援」となっているんですけども、ここについて、民間の病院、中小の病院からすると、地域包括ケア病床とか病棟を大きな基幹病院がやってしまうと、自分たちのやることなくってしまうという意見や、大きい病院はやはり救急とか急性期のところを診ていただい

て、地域に帰すのは地域の病院でやりたいって意見が結構出ていましたので、この構築支援というのが、自分たちのところではやるわけではなくて、その地域で地域包括ケアが充実するように、橋渡しのことをするという意味で言われているのかというのを確認したいのが一つです。

それからもう一つは、第3の業務運営の改善及び効率化に関する事項のところの、人材の確保・育成のところなんですけれども、例えば、病院というのは看護部が一番やっぱり大きな組織になると思うんですが、今回のコロナでも、看護師さんがいなければ何をやるうとしても回っていかないというところがあると思います。なので、看護師さんの確保というのは非常に大事なことになってくるんですけれども、そのときに、どのようなルートでというか、どのように確保していくのかというのは気になる場所なんです。というのは、地方独立行政法人になっても都のお金は入るわけですよね。その都のお金、繰入金みたいなものが入りながら運営していくとなると、割と資金がたくさんある組織になると思うんです。そうすると、例えば人材派遣、それから人材の紹介会社から看護師さんを紹介していただくときに紹介料を多く払う。あまり気にせずに払えるんじゃないかと思うんですけれども、そうすると、やっぱり民間病院はかなり人材確保のところで経営が厳しくなっているところも多いと思うので、その辺を圧迫されるのではないかとということが懸念されるのではないかと思うので、確認させてください。

○山室計画調整担当課長 それでは、2つの御質問に対して回答させていただければと思います。

まず、1つ目の地域包括ケアシステム構築への支援という文章ですけれども、委員がおっしゃるとおり、地域包括ケアシステム自体、私たちでできることではありませんし、地域と共につくり上げていくものだという認識しております。その上で私たちができることについて支援をしていくという立場で取り組んでいきたいという趣旨で記載をさせていただいております。

それから、もう1点の人材の確保、特に看護師さんの話であったかと思いますが、現在の取組で申し上げますと、他の医療機関と同様、募集の案内を出すとか、あとは、民間で合同でやっているような就職セミナーに参加するとか、それから、学校を訪問するとか、そのような取組を現在やっております。基本的には現状と同じように募集をかけて採用していくことを考えていますけれども、これから独法化して、私たちが提供していく医療や現在検討している人事・給与制度、こういったものに魅力を感じていただくことをベースに、人材の確保に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○福井分科会長 よろしいですか。

○大坪委員 何ていうんでしょうね、お金に任せて人材を確保されちゃうと民間が困りますと
いうことをお伝えしたかったので、すみません。

○山室計画調整担当課長 そういったことは基本的に考えてございません。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかになければ、私から。資料4の2ページ目の病院ごとの主な重点医療等という表があり
ますけれども、これは今行っていることを書いているのか、それともこれから、病院機構にな
ってからやろうとすることを書いているのか。いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 基本的には、今行っている、病院の強みとなっている医療について
記載しております。今後も我々が提供していく医療はこちらがベースになっていくかと考えて
おります。これは、一定の考え方の下に記載をさせていただいているんですけれども、例えば
「がん医療」と書いてある病院と書いていない病院があるかと思うんですが、そちらにつきま
しては、がん診療連携拠点病院や、がん診療連携協力病院の指定を受けている病院を記載して
いるところですか。基本的には、今そういった指定を取っていたり、何かの拠点病院になってい
るというようなところを記載しているんですが、例えば第1期中にそういったものを取ってい
きたいというような病院があれば、そこに記載しているところですか。なので、基本的には今や
っているものですが、これだけをやるということではなくて、当然、地域のニーズです
とか患者さんのニーズを踏まえて、新しい取組が必要であれば、これ以外の医療も提供してい
くということになるかと思えます。

○福井分科会長 中期目標の話ですので、今やっていることだけを書くのはいかなものかと思
った次第です。例えば、先ほどから何回か説明された総合診療もここには入っていないよう
です。目標が何か入ったほうがいいんじゃないかなと思いました。これが1点目です。

2点目が、前回申し上げたことですが、臨床研究・治験の推進のところですか。目の前の患者
さんに比較的役に立つ診療データを収集し、それを解析した上で、都立病院としてどういうと
ころに問題があって、どういう医療をしたらいいのかという、つまり、研究まで行かなくても、
ビッグデータのデータ収集・解析が、研究の前にあっているんじゃないかというのが私の
考えです。ぜひディスカッションしていただければと思います。

もし何か答えていただけるのであれば、2点お願いします。

○山室計画調整担当課長 それでは、データのお話について、西川部長から回答させていただきます。

○福井分科会長 お願いします。

○西川サービス推進部長 ありがとうございます。

蓄積されている診療データの活用というのはものすごく重要なものであると私どもも考えておりました、例えば、今、都立病院の一部では電子カルテのデータであるとか部門システム、画像データだとか検査データ、そういったものを抽出して分析するような仕組みを一部では導入しています。

ただ、先生がおっしゃったように、複数の病院のものをまとめて分析するとか、まだそこまで至っていないのが現状でございます。ただ、将来的にそういったことは確かに重要であって、必要性もあると思っていますので、そういう方向を目指して取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

日本中の病院が横の連携を取ればいいんですけれども、そこに行く前に、こういうネットワークをつくれる病院の間でまずできるんじゃないかと思います。そうすれば、例えばコロナの場合であっても幾つかの病院が協力して、特定の薬の評価をすれば、もっと早くできるはずなのにと思ったりしたものですから、ぜひ考えていただければと思います。

ありがとうございます。

時間のこともございますので、それでは、審議事項の2番目に入りたいと思います。

第1期中期計画骨子についてでございます。最初に事務局から説明をお願いします。

○山室計画調整担当課長 それでは、中期計画骨子について御説明をさせていただきます。

資料5を御覧ください。

1枚目は、中期計画とはという資料になってございまして、先ほど御議論いただきました中期目標と同様、中期計画につきましても本分科会での御意見をいただいて、議会での議決を要するものというふうになってございます。

また、中期計画におきましても中期目標と同様、地方独立行政法人法第26条によりまして、記載すべきことが法定されていることが8つございます。

次の2ページを御覧ください。中期計画の構成でございます。

先ほど申し上げたとおり、法律によりまして、8つの事項が定められているところでございますが、今回の骨子では、全部で第1から第10の事項となっております。

追加をしている事項は、同じ資料右側に、第3の財務内容の改善に関する事項というのがございますけれども、こちら、法で定められてはいないのですが、中期目標と対比させるため、

あえて追加してございます。

また、もう1点、第9の料金に関する事項について追加をしてございます。こちらは、第26条とは別の条文で、地方公営企業型の地方独立行政法人については記載をすることが定められておりますので、この2つを追加をしています。

全体として中期目標の項目と当然対照となる形になっておりますが、中期計画のみに記載する項目といたしましては、第4のところから第9までの部分となっております。

3ページを御覧ください。計画骨子の内容でございます。

第1が、都民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置となっております。

最初は、中期目標と同様に、行政的医療の内容を確実に提供するという一方で、同様の内容を記載することを考えてございます。

(2)からのそれぞれの医療につきましては、先ほどの中期目標でお示した、アのがん医療のところから、シのその他の行政的医療等につきまして、どのような医療を提供するのかといった内容になってございます。例えば、がん医療につきましては、中期目標では一般の医療機関では対応が困難な医療を提供するといった内容になっていたかと思えますけれども、中期計画では、現在、骨子の段階でございますけれども、難治性がんや希少がん、また、合併症を伴うがん患者への対応といった内容になってございます。

次のページを御覧ください。同じくがん医療から続く医療につきまして、どのような医療を提供していくのかという記載になってございます。

次のページを御覧ください。

災害や公衆衛生上の緊急事態への優先した対応でございます。(1)で災害医療、(2)で感染症医療における緊急時の対応を記載しております。災害、感染症医療とも、都の方針の下、患者を優先して受け入れていくということ。災害時におきましては都外へのDMATの派遣、こちらは現在も要請があれば対応しておりますけれども、そういった対応ですとか、感染症におきましては、現在の取組を検証することを記載しております。

同じページ下段には、地域医療の充実への貢献ということで、現在、モデル事業として取り組んでおります患者・地域サポートセンターの取組ですとか、前回も御意見をいただいた診療情報の共有に関する取組、また、地域のニーズに応じてということが前提になろうかと思えますけれども、技術協力などによって人材育成を支援といった内容になってございます。

次のページを御覧ください。

4、安全で安心できる質の高い医療の提供でございます。

(1) 患者中心の医療では、例えば仕事と治療の両立に関する取組ですとか、誰もが利用しやすい環境整備、また、情報発信に関する内容となっております。

(2) 安全で質の高い医療の提供では、医療安全管理体制の確保による予防策等の構築ですとか、感染症対応を踏まえました院内の感染対策といった内容になってございます。

第2の業務内容に関する事項でございます。

1つ目が、法人の運営体制に関する内容になってございます。

次のページを御覧ください。

人材の確保・育成といたしまして、前回また今回も御意見いただきましたけれども、幹部の育成について、ここで記載をしてございます。また、事務職の育成につきましても、中期目標と同様に記載をしてございます。

第2の3つ目が、働きやすい勤務環境及び弾力的な予算執行となっております。法人独自の人事・給与制度の構築、これによりまして、ライフ・ワーク・バランスに配慮した環境整備や働き方改革を進めていくといった内容になってございます。

第3が財務内容の改善に関する事項ということで、中期目標と同様に記載をしているところでございます。

次の8ページを御覧ください。

最初に申し上げたとおり、第4の予算から第9につきましては計画だけに出てくるところでございますが、こちらにつきましては、また今後御提示をさせていただければと考えてございます。

最後、9ページ、御覧いただければと思います。

第10が、中期目標でいいます第5、その他重要事項に対応する部分となっております。

1つ目がDXの推進でございますけれども、DXを推進するに当たりましては、患者さんに提供する医療、それから、地域医療機関との連携、業務運営の効率化という3点の視点から、質の向上に取り組むことを記載してございます。また、今後のDXの推進に向けまして、法人の方針となる計画を策定することを記載してございます。

第10の2つ目が施設・設備整備についてでございます。目標と同様、計画的・効率的に進めていくことを記載してございます。

第10の3つ目が適正な業務運営についてでございます。当然に法令を遵守するとともに、インシデント対応についても強化していくといった内容を記載してございます。

非常に簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ただいま、計画骨子について説明していただきました。委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

井伊委員、どうぞ。

○井伊委員 4点あります。まず1点目、財務諸表に関してです。先ほど、山口理事長から、公社は民間の部類に入っているというお話がありましたが、現在、都立病院も公社病院も、毎年財務諸表は公開していますよね。独法化した後もそれぞれの病院が毎年度公開するのかどうかということをお伺いしたいです。

2点目は、医師の働き方改革ですが、勤務時間の上限管理というのは中期計画に記載すべき事項ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

3点目は、先ほどの総合診療とも関係するのですが、地域の人材育成に貢献していく取組も行政医療を担う都立病院機構として重要な役割だと思いますので、人材育成の場として機構を活用していくことで連携も強化できると考えますが、その点はいかがでしょう。

4点目は、そもそものことで、今さらの質問なのですけれども、この中期計画に対する評価をする時は、個々の医療機関に対する評価をするのか。法人全体とするのか。そのあたり、どう整理していいのか、教えていただけますか。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、よろしいですか。

○山室計画調整担当課長 ただいま4点の御質問をいただいたかと思えます。

まず、1つ目ですけれども、財務諸表の公開をするのかというお話だったかと思えます。委員御存じのとおり、現在も都立病院・公社病院ともに、財務状況を毎年度公開しています。地方独立行政法人化後も、透明性が求められておりますので、業務実績評価と併せまして、同じく財務諸表は確実に公表してまいります。

それから、先に地域の医療人材の育成のお話をさせていただきますけれども、委員おっしゃるとおり、院内の人材育成と併せて、地域に貢献していくという観点から、地域の医療人材の育成についても、求めがあれば、ぜひ取り組んでいくことを考えてございます。また、そういった内容につきまして、中期計画の中で盛り込んでいくことを検討しているところでございます。

それから、評価のお話がありましたけれども、中期目標自体が 14 病院 1 施設を束ねます法人に対して指示する内容となつてございますので中期計画も当然に法人として作成するものになっております。そして、それらを達成するために、毎年度、法人は年度計画をつくっていくこととなります。ですので、その評価自体は当然に法人に対して行うものになります。委員がおっしゃったような各病院の取組のお話は、毎年度の評価の中で、各病院がどういった取組が行われたのかということが示せるように、これから検討させていただければと考えてございます。

それともう 1 点、医師の働き方改革についてでございますけれども、ひとまず現状の取組を医療人材担当課長から少し御説明させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○林医療人材担当課長 医療人材担当課長をしております林と申します。御意見ありがとうございます。

医師の働き方改革については、御指摘のとおり、2024 年の上限規制がありますので、我々としても非常に重要なテーマだと認識しておりまして、各病院の院長を中心に意見交換させていただきながら対応しているところです。

この中期計画で働き方改革を推進とありますが、もちろん医師以外の全職種の働き方改革の推進が非常に重要になっていると考えているため記載をしているところでございますけれども、これから取り組んでいく中で非常に重要なテーマであるという御指摘もいただきましたので、ここでどのように表現するかというのは、またこちらでも検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○山室計画調整担当課長 本田委員が今参加をされましたので、御承知おきいただければと思います。

○福井分科会長 本田委員からもし何か御意見なり御質問ございましたら、どうぞいつでも、よろしくをお願いします。

先に、よろしいですか、ほかの委員の先生。

大坪先生からどうぞ。

○大坪委員 よろしくをお願いします。

これまでも人材を育成されてきて、その中で人事評価というか、そういったものを細かくさ

れてきたと思うんですけれども、それについては独法化の後どういうふうになるのか。改善して何かやっていく案があるのかどうかとか、それからあと、法人で共通のものにするのか、それとも各病院に任せるのか。あとは、法人になりますので、各病院間の人の異動とかそういうところがあるのかどうかと。その辺を少し聞きたいです。

それからあと、土地や建物というのは、所有権は法人化の後にはどうなるかということが聞きたいです。

それからもう一つ、先ほど、井伊先生からもあったんですけれども、今後の目標や計画がどのくらい達成されているのかとか、それを評価していく中で、評価委員が法人全体の評価をすると説明を受けたんですけれども、各病院についての評価が上がってこない、なかなかその法人を評価するというのは難しいと思うんですよね。その全体の数字だけ見ても、どこがどうかというのがなかなか評価しにくいところがあると思うので、各病院の評価をぜひ上げていただきたいというふうに思います。それで、各病院では今、その運営協議会というのが病院ごとに行われているかと思ひまして、私も参加したことあるんですけれども、意見を言うみたいな場で、PDCAみたいなのが回っていくというか、こういったことがこうなっていると、ここが改善されてこうなったという、あまりそういう印象がありませんでしたので、各病院への評価というのがどういうふうになっていくかというのも確認したいです。それらを上げていただいて、全体の法人の評価委員会で見せていただきたいなと思っています。

それからあと、評価委員会というのは調査権というのはあるのかどうか、確認をさせていただきたいです。例えば、収支とかそういったところで出てくるときに、びっくりするようなことがあるとはあまり思えないんですけれども、ちょっと疑問に思ったときに、これは何かというのを質問したいときに、そういったことが教えていただけるのかどうかというのを確認しておきたいです。

よろしくをお願いします。

○福井分科会長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○山室計画調整担当課長 人材育成のところですが、先ほど話をさせていただいた林課長からよろしいですか。

○林医療人材担当課長 人事評価のことですね。

○山室計画調整担当課長 そうです。

○林医療人材担当課長 御意見ありがとうございます。

新法人の人事評価制度については、都と公社と2つの組織が合わさるということで、それぞれが今は特色を持ちながら人事評価制度を運用しているところなんですけれども、新法人ではどういう評価制度がいいかということ議論しながら、今作成しているところです。東京都の人事評価制度は、やはりどうしても行政職員寄りになってしまい、医療現場になかなか即した評価制度になっていないという御意見もあるところですので、より病院に適しているような公社の評価制度をベースに、今構築をしているところです。

○桑原職員課長 続きまして、異動の件について、職員課長の桑原から御説明させていただきます。

今、都立病院それから公社病院の中でそれぞれ、各職種で人事交流というものをしております。今度、独法化になりますと、14病院1施設ということで、より大きなフィールドで人事交流ができるというメリットを生かしまして、育成とか能力の発揮の観点、また、特に医療職種ですので住所の要件とかもいろいろございますので、そういったことを総合的に見まして、職種ごとに、どういう観点で交流すると一番メリットがあるのかということを検討しながら、人事交流も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山室計画調整担当課長 続きまして、残りの御質問を私から回答させていただければと思います。

まず、土地建物のお話がありましたけれども、こちらにつきましては、法人の財産的な基礎になる部分ですので、都から出資をすることになります。所有権自体を法人が持って、その後、管理をしていくということになりますので、病院の土地建物については都から出資を受ける形になります。

ただ、現在工事を行っている建物がある病院や、今後整備を予定している病院がございますので、そういった場合、出資の範囲がまだ確定できないということがございますので、そちらにつきましては確定次第、追加で出資をしていくということになります。

それから、評価のお話がありましたけれども、先ほど、井伊委員からもお話があったとおりのですが、この中期目標それから中期計画、年度計画について、評価を受けるのは法人全体という形になります。当然、その中で、どのように病院が取り組んだのかということは見ただく必要があるかなというふうに考えているところでございますけれども、それにつきまして、毎年知事の法人に対する評価についての御意見をこの評価委員会の中でいただくこととなりますので、こういった形で病院の取組をお示しするのがいいのかということにつきましては、こ

れを検討させていただけばと考えているところでございます。ありがとうございます。

もう1点ですね、すみません。調査権のお話しがございましたけれども、評価委員会には調査権というものは設定はされてございませんが、必要に応じて、お問合せをいただければ、その都度対応させていただきますので、もし御質問とか何かを知りたいようなことがございましたら、御連絡をいただければと思います。

○福井分科会長 監事とか監査のポジションも、それぞれの病院につくんでしょうか、それとも法人全体につくんでしょうか。

○山室計画調整担当課長 監事は、法人として設定することになりますので、法人全体でそちらは雇用することになるかと思えます。

○福井分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、本田委員、どうぞ。

○本田委員 本田でございます。これ、入っていますでしょうか。

○福井分科会長 はい。

○本田委員 大丈夫ですか。

遅れてしまいまして申し訳ありません。

中期計画の議題に入っていると先ほど伺ったので、何点か意見と質問させていただきたいと思っています。

まず、第1の(2)の各医療の提供というところで、いろいろ並んでいるんですけども、これは法人全体としての中期計画だということで、その特徴的なことが書いてあるのかと思うんですけども、例えばがん医療のところ、難治性とか希少がんとか高度なことばかり書いてあるんですけども、当然普通のがん診療もやるんですよという確認をさせていただきたいと思えます。普通のと言ったら失礼かもしれませんが、特殊で高度でというところばかりではないという、法人としても、そういうこともちゃんとやるんですよというのを一つ確認したいと思えます。

もう一つ、次に第1の2の(2)の感染症医療のところなんですけれども、真ん中のほうに、新型コロナウイルス感染症への取組を検証し、求められる取組を検討するというふうにあるんですけども、これはとても素晴らしいことだと思います。ぜひちゃんとやっていただきたいんですけども、法人として、これ、個々の病院というよりは法人としてということだと思いますので、どのような体制でやるのかとか、具体的なことが何かあるのであれば、参考に教えていただければと思います。

その3の地域医療の充実への貢献のところにあります「患者・地域サポートセンターの機能を充実」とあるんですけれども、ちょっと不勉強で、このセンターのことを知りませんでした。聞くと大変興味深いと感じています。これ、どういう形で今実際に始まっているのかということをお教えいただければと思います。

すみません、何か音声はこちらは途切れてしまったのですが、大丈夫ですね。

○福井分科会長 はい、大丈夫です。よろしいですね。どうぞ。

○本田委員 それが3つ目です。

あと2つ、行政の情報発信のところは、これは意見なんですけれども、それぞれの病院がどういう特徴を持っているとか役割をしているとか、そういう発信もあればいいなというのを感じています。分かりやすい言葉で、一般の人に響く形でというのをお願いしたいなと思います。そういうことを心がけるといような感じにしていいただければなと思います。

最後に、DXのところなんですけれども、医療機関同士の情報共有というのはもちろん、これからもっと進めていくべきだとは思いますが、これからパーソナルヘルスレコードとか、全体に医療というのはこれから、健康管理も含めてですけれども、患者側と医療側が自分の情報を共有して、健康維持・推進・増進を図っていくというような動きがすごく進んでいくと思われま。既にいろんな形で、計測機器とかを使って情報共有とかされていると思うんですけれども、そういうことにも対応した都立病院のグループになるというようなことも入れていただけないかというのが意見です。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、よろしいですか。

○山室計画調整担当課長 御質問いただいた内容について回答させていただければと思います。

まず、1点目の各医療についての御質問だったかと思いますが、こちらに書いてあるのは骨子の内容ですし、当然ここに書いてある医療機能だけを提供していくというわけではございませんので、そこについては御心配はいただかなくて大丈夫かと思えます。

それから、感染症への検証へのお話がございますが、どのような形でやっていくのか、もしあればということだったかと思えますけれども、まだ具体的にどのような形でというふうには決まってはいるんですが、今回のコロナ対応、都立・公社全病院で対応したところでございますので、当然に各病院の意見を吸い上げられるような形でまとめることになるのかなと想定しております。ですので、中心になるのは、どこかの病院が幾つかとかではなくて、法人本部が中

心となって、各病院の意見を聞いてつくり上げていくものになるかと想定してございます。こちらにつきましては、実際に始まり次第、また情報提供をしていくことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先に情報発信の、これは御意見だということでしたけれども、現状、確かに分かりづらいようなところがあるのかなと思っておりますので、委員からの御意見を踏まえて、分かりやすい、キャッチーなというんでしょうか、というようなことを心がけながらやっていきたいと思っておりますし、いただいた御意見を基に、中期計画の中でも少し記載を盛り込んでいければと考えてございます。

それから、DXに関連して情報共有のお話でしたが、その点については、西川部長から回答させていただきます。

○西川サービス推進部長 御意見ありがとうございます。サービス推進部長の西川でございます。

現時点では確かに都立病院の場合は、パーソナルヘルスレコードの共有化とか、そこにはまだ至っていない状態です。ただ、今後の進む方向としては、例えば患者さんのウェアラブルデバイスから、その患者さんのその時々々の体調や、特に急性期を都立病院は診ますので、地域の医療機関にお帰しした後の様子も情報共有できると非常によいと思っております。急変して、またいらっしゃる場合もありますので、そういった取組によって、より患者さんに手厚い医療サービスを提供していくことができると考えているところでございます。御意見ありがとうございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○山室計画調整担当課長 もう1点、患者・地域サポートセンターの取組について……

○福井分科会長 内容ごとの。

○山室計画調整担当課長 はい。これは病院からご説明するほうがいいのかと思っておりますので、今、モデル事業をやっている病院から2病院ほどお話しをさせていただければと思っております。

1病院目は、今日墨東病院の院長が欠席しているんですけども、昨年まで墨東病院でそういった取組を行っていた上田前院長から、まずお話しさせていただければと思っております。

○上田公社副理事長 ありがとうございます。

患者・地域サポートセンターの話になると長くなってしまうんですけども、短く、手短かにできるだけお話ししたいと思います。墨東病院では、簡単に言ってしまうと、地域包括ケアシステムを構築する上で、自分の病院が何ができるのかということをやっているということで、

昨年、モデルケースとして取り組んできました。

私は、その患者・地域サポートセンターの名前をPRセンターと呼んでいたんですけれども、これは、Pはペイシェント、Rはリージョンの略にしていたんですが、実はその裏にパブリック・リレーションズという意味を持っています。良好なパブリック・リレーションズを構築していくのがとても重要だと思っていて、PRはパブリック・リレーションズの略なんですけれども、社会と病院との間の良好な関係をつくっていくということが僕は重要なことと思っています。そのために一つは、ペイシェントに関していうと、ワンストップで入院あるいは退院を便利にしていくとか、あるいは、患者さんの困っていること、家族の困っていることをそのPRセンターで聞くとかもあるんですけれども、それだけではなくて、地域に対して自分たちが何ができるのかということもPRセンターで考えていきたい。例えば災害時とか、あるいは感染の時についても、PRセンターのところには一番、患者さんとか、あるいは病院やクリニックの状況のデータがたくさんありますので、そこでいろいろ考えながら、感染症の流行時、あるいは災害発生時に拠点になって、各地域で頑張っていくようなことができればいいかなと思っています。そういう意味でいうと、ただ患者さんを支援するとかというだけではなくて、地域の、自分たちが何をやるべきなのかということもPRセンターで考えていって、自分の病院のアイデンティティを高めていくことができればいいかなと思っています。これからどこまでできるかというところを、足立院長に引き継ぎましたけれども、頑張っているところで

以上です。

○福井分科会長 どれくらいのスタッフでやっているのでしょうか。

○上田公社副理事長 今まだ20人程度なんですけれども、その中には看護師や事務職などが入っています。その中には兼務をしていて医事課にいる職員もいますけれども、これから増やしていければいいかなと思っています。

○福井分科会長 もう1か所の先生で。

○山室計画調整担当課長 そうですね。同じくモデル事業をやっております多摩北部医療センターの高西院長からお話しをさせていただきます。

○高西多摩北部医療センター院長 多摩北部の高西です。よろしくお願ひします。

患者さんの立場に立ってみれば、入院して治療を受けるには不安もあると思いますし、安全な医療を受けたい、効果的・効率的な医療を受けたいというのが希望だと思います。入院にあたっての不安に対しては丁寧に説明をし、それを理解し納得していただくことが、安心につな

がると考えており、患者支援センターでは薬剤師、看護師、栄養士など、関係するさまざまなスタッフが協働して入院前から退院後まで患者さんに寄り添っています。

患者支援センターのクオリティ・インディケーターとして、手術で入院していただけたけれども、術前準備のチェック漏れで手術が中止になってしまう、予定手術の中止率というのを前勤務地で見えておりました。患者支援センターによる介入前の予定手術の中止率は 0.4%でしたが、介入後は 0.1%まで下げられましたので、医療の質向上についても貢献できていると思っています。

我々が最も大切だと思うことは、退院した後にも安心して暮らせることです。御高齢の患者さんは様々な問題を抱えていることがあります。この方たちに対して、地域の中のリソースをどのように利用すれば施設、在宅、自宅でも安心して暮らせるかについて取り組んでいます。その動きの中で、地域内のスタッフとのコミュニケーションが生まれ、それらの人たちとつながり、話をする中で、お互いが成長する。そういうことで地域全体の医療レベルが上がるといのが地域包括ケアへの支援というか、うちの病院でできることかなと思っています。

患者支援センターの最近の取組では、説明においては伝えるではなく、伝えることを大切に考えています。今までは紙にたくさん書かれたものを、読んで説明してお渡ししていたのですが、患者さんの記憶にはあまり残っていないこともありまして、最近は動画で伝える取組をはじめています。例えば直近では、新型コロナウイルスの院内感染防止のために、入院前に PCR 検査を行っておりますが、その唾液検体の取り方の動画を作成してホームページでご案内したりですとか。

以上が多摩北部における患者支援センターの概略です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

本田委員、いかがですか。よろしいですか。

○本田委員 ありがとうございます。

一言だけちょっと述べさせていただくと、今 2 つの病院の取組を伺って、それぞれの特徴があるなということと、やっぱり地域との関係、患者さんだけではなくて地域との関係を考える中で、その病院が地域にどんな役割を果たしていくのか、担っていくのかということを考えることになるんだというようなことを先ほどおっしゃっておられましたけれども、まさにそういうことを感じられて、こういうことをもっと法人として、地道な取組かもしれませんが、こういうことがやっぱり医療というか地域を支えるんだと思いますので、しっかり計画の中に入れていただければと感じました。

ありがとうございました。

○福井分科会長 ありがとうございます。

それでは、児玉先生、どうぞ。

○児玉委員 では、私のほうから1つだけ御質問させていただきます。効率的な、効果的な業務運営のところに入るのか、もしくは財務内容の改善に関する事項のところに入るのかは、分かりかねるんですけども、今、多くの病院で、経営していく中での治療費の未収金というのが結構多いという問題がございます。都立病院・公社病院さんのほうで、どういう対策をしているのかということをお伺いしたいです。それと、この目標の中で、個別事項なので入れるべきことなのかどうかというのはありますけれども、そのあたり、御検討というか、お話をお伺いできればなと思います。

○山室計画調整担当課長 では、西川部長からお話をさせていただきます。

○西川サービス推進部長 御意見ありがとうございます。サービス推進部長の西川でございます。

私から、都立病院8病院についての未収金について御説明をさせていただきます。

未収金については、まず発生をさせないということと、発生したものをどう回収するのかという2つの側面があるかと思えます。

発生させないということについては、一つは、たまたま持ち合わせがないという人もいらっしゃると思うので、クレジットカードとか交通系のカードとか、そういったもので現金がなくてもお支払いができるようにしているということと、あと、生活が苦しい方については公的な医療費の助成制度を御案内するとか、それは先ほどの患者・地域サポートセンターのメディカルソーシャルワーカーが御相談を受け、あるいは生活保護の給付を御案内するとか、あるいは分割してお支払いいただくような御相談を承っているような場合もございます。そういう形で、なるべく未収金とならないで、少しずつでもお支払いいただけるような取組をしています。それが一つございます。

もう一つは、そうはいつでも、未収金になってしまった後どうするかということなんですけれども、私ども都立病院では、その未収金の回収に専門で当たる会計年度任用職員を病院ごとに配置しています。本部にも職員がおりまして、困難な案件は本部で対応するフローになっています。さらに、弁護士の先生に未収金の回収を委任、お願いしている場合もございます。そして、件数は少ないんですけども、最終的には法的な手段で未収金の回収をする場合もございます。

全体としてはそういった状況になってございます。

先生がおっしゃっている未収金というのは、いわゆるBS上の単純な未収金ではなくて、診療費の未払いという意味だと思うんですけども、その未収金につきましては、私ども、そういう対応をさせていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

○福井分科会長 どうぞ、児玉先生。

○児玉委員 これは今、都立病院で同じマニュアルか何かで運用しているような形でしょうかね。

○西川サービス推進部長 未収金の対応のマニュアルというのがございまして、例えば、最初は2回電話で督促をして、その後、書面でまた督促をするとか、そういった一連の業務フローを作っております、それに対応しているところでございます。

○児玉委員 ありがとうございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○山室計画調整担当課長 今、未収金のお話を盛り込むのはどうかという御意見もございましたので、今までの取組、かなり力を入れてやってきたところはございますので、御意見踏まえて、中期計画に盛り込むことを検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

先ほど伺った患者・地域サポートセンターについての私の感想ですけれども、随分前はメディカルソーシャルワーカーを配置すれば何となくやっているようなつもりになっていたのが、今、先生方のお話伺いますと、すごく患者さんの立場に立ってどういうことをしてあげるかというスタンスで、しかも様々な職種が関わっているということですので素晴らしいと思います。ぜひそういうことももっとアピールされるといいんじゃないかと思います。ほかの病院で、どれくらいの規模で、どれくらい患者さんにとってメリットがあるかというのを評価するのは難しいかも分かんないですけども、広尾病院のコロナへの対応も含めまして、もっとアピールされるといいと思います。

ほかには何か、本田委員からは何か。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、もしなければ、この計画骨子については、またさらに詰めていくというふうに関

いておりますので、また次回の会議で扱うということをお願いしたいと思います。

それでは、最後に事務局から何かございましたら、お願いします。

○山室計画調整担当課長 それでは、事務局から何点かお知らせがございます。

まず、本日の資料ですけれども、前回と同様、i P a dを除きまして、全てお持ち帰りいただいて結構でございます。御希望の方には郵送させていただきますので、その旨、事務局宛てお申し出ください。

次回の日程ですけれども、本日いただきました御意見等を基に、改めて検討させていただいた上で御提示をさせていただきたいと考えているんですが、日程につきましては、改めて調整の上、御連絡を申し上げます。

本日御審議いただいた事項のうち中期目標につきましては、分科会の上に東京都全体の評価委員会というのがございまして、こちらで審議いただくことを考えておりますので、そちらの日程もまた改めて御連絡を差し上げたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

その他、何か全体を通して御発言ございましたら伺いたいと思います。よろしいですか。

それでは、以上で東京都地方独立行政法人評価委員会の令和3年度第2回都立病院分科会を閉会といたします。本日は活発な御議論ありがとうございました。

午後6時40分 閉会